5　事後調査の計画

5.1　大気汚染

5.1.1　工事の施行中

（1）調査事項

調査事項は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1　調査事項（工事の施行中）

区分	調査事項
予測した事項	・建設機械の稼働に伴う排出ガス 　二酸化窒素、浮遊粒子状物質 ・工事用車両の走行に伴う排出ガス 　二酸化窒素、浮遊粒子状物質
予測条件の状況	・建設機械の稼働状況（種類、台数、規格、稼働時間、位置） ・工事用車両の状況（種類、台数、時間帯） ・廃棄物等運搬車両の状況（種類、台数、時間帯） ・一般車両の状況（種類、台数、時間帯） ・気象の状況（風向・風速） ・バックグラウンド濃度の状況
環境保全対策の実施状況	【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 ・鋼製の仮囲い（高さ３m）を設置する。 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、排出ガス対策型が指定されている建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・粉じん防止用のネットシートを設置する。 ・工事現場及び工事用道路には、必要に応じて散水し、粉じんの発生を防止する。 ・建設機械については、集中稼働しないよう工事内容の平準化及び機械の効率的な稼働に努め、アイドリングストップや不要な空ぶかしの防止を徹底する。 【工事用車両の走行に伴う排出ガス】 ・工事用車両の走行に際しては、規制速度を厳守する。 ・土砂運搬車両等、粉じんの飛散が起こりやすい工事用車両には、カバーシートを使用し搬出する。 ・土砂の資機材の搬出入車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗車設備を出口付近に設置し、土砂が周辺に出ないよう配慮する。 ・工事用車両の走行に際しては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを徹底する。 ・工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする。

注 1) 工事用車両の走行に伴う排出ガスについては、工事中に計画地内で稼働している既存のごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響も踏まえて調査を実施する。
注 2) 廃棄物等運搬車両については、既存施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設への搬出入車両とする。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 5.1-2 に示すとおりである。

表 5.1-2(1)　調査手法（工事の施行中）

<table>
<tr><td colspan="2">調査事項</td><td>建設機械の稼働に伴う排出ガス</td><td>工事用車両の走行に伴う排出ガス</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査時点</td><td>建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大となる時点（工事経過月数 31 ヶ月目）とする。</td><td>工事用車両台数が最大となる時点（工事経過月数 31 ヶ月目）とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査期間</td><td>予測した事項</td><td colspan="2">代表的な１週間とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測条件の状況</td><td colspan="2">【気象、バックグラウンド濃度の状況】
「予測した事項」と同一期間とする。</td></tr>
<tr><td>【建設機械の稼働状況】
「予測した事項」の調査期間内の代表的な１日とする。</td><td>【工事用車両、廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】
「予測した事項」の調査期間内の代表的な１日（24 時間）とする。</td></tr>
<tr><td>環境保全対策の実施状況</td><td colspan="2">工事の施行中の随時とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査地点</td><td>予測した事項</td><td>予測により求められた最大着地濃度地点付近とし、計画地北側敷地境界付近１地点とする。（図 5.1-1 参照）</td><td>予測地点と同様とし、５地点とする。なお、公定法(NO_2, SPM) ２地点、簡易法(NO_2) ３地点とし、①地点は簡易法(NO_2)も実施する。
（図 5.1-2 参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予測条件の状況</td><td colspan="2">【気象の状況】
計画地内の１地点とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【バックグラウンド濃度の状況】
計画地周辺の一般環境大気測定局とする。</td></tr>
<tr><td>【建設機械の稼働状況】
計画地内とする。</td><td>【工事用車両、廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】
「予測した事項」と同様の５地点とする。</td></tr>
<tr><td>環境保全対策の実施状況</td><td colspan="2">計画地及びその周辺とする。</td></tr>
</table>

表 5.1-2(2)　調査手法（工事の施行中）

<table>
<tr><td colspan="2">調査事項</td><td>建設機械の稼働に伴う排出ガス</td><td>工事用車両の走行に伴う排出ガス</td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査手法</td><td>予測した事項</td><td>【二酸化窒素】
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法による。
【浮遊粒子状物質】
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法による。</td><td>【二酸化窒素】
○公定法
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法による。
○簡易法
横浜市環境研究所が提唱した PTIO 法に定める方法による。
【浮遊粒子状物質】
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法による。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予測条件の状況</td><td colspan="2">【気象の状況】
「地上気象観測指針」に定める方法による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【バックグラウンド濃度の状況】
既存資料の整理・解析による。</td></tr>
<tr><td>【建設機械の稼働状況】
種類、台数、規格、稼働時間、位置について、現地調査（写真撮影）等による。</td><td>【工事用車両、廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】
方向別・車種別・時間別の直接計測及び搬出入記録の整理による。</td></tr>
<tr><td>環境保全対策の実施状況</td><td colspan="2">現地調査（写真撮影）及び関係資料の整理による。</td></tr>
</table>

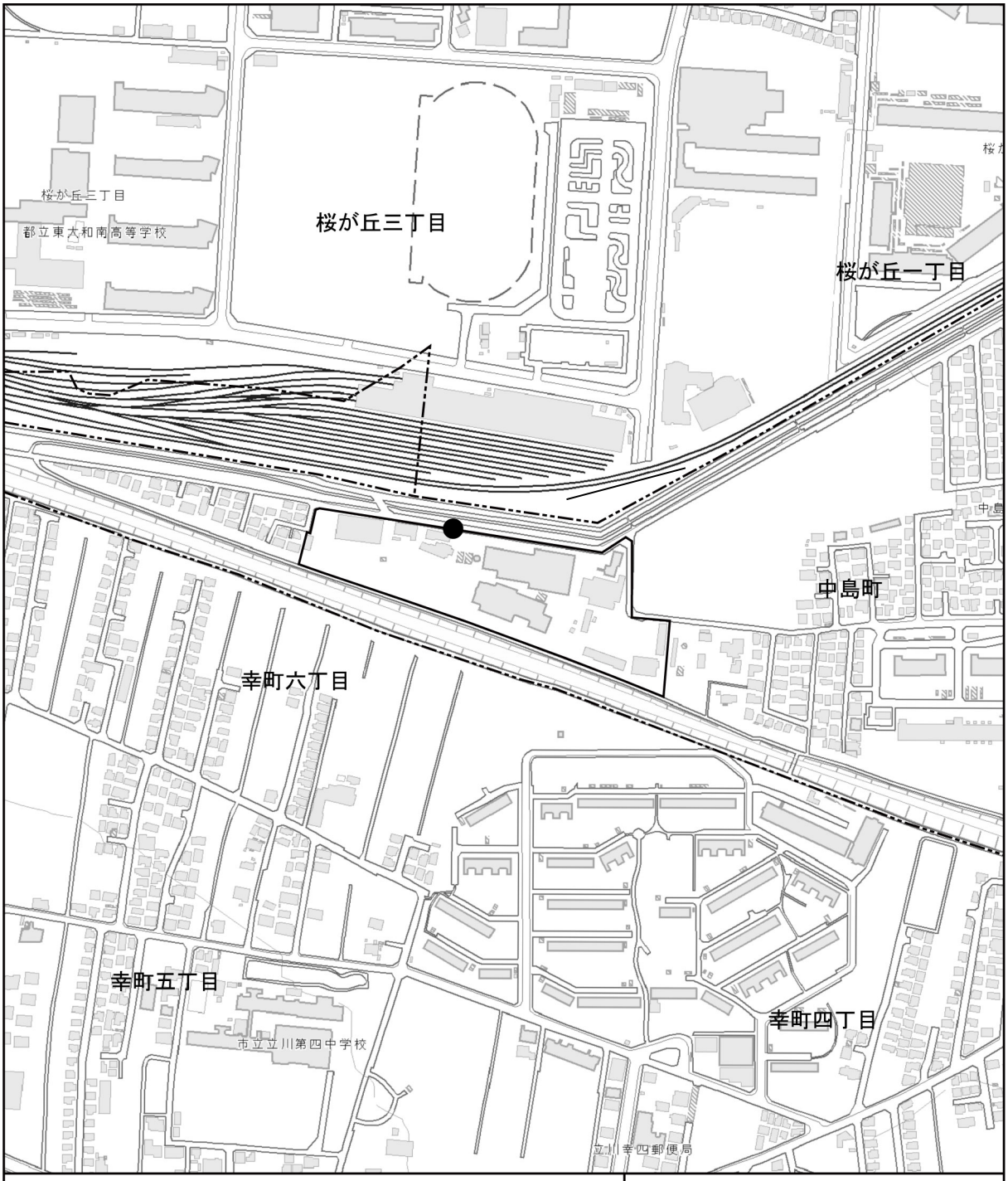

凡例

：計画地

：市界

：大気質調査地点

N

1:5,000

0 50 100 200m

図 5.1-1
建設機械の稼働に伴う
大気質調査地点

凡例

：計画地

：市界

：工事用車両・廃棄物等運搬車両の走行ルート（出方向）

：工事用車両・廃棄物等運搬車両の走行ルート（入方向）

●　：道路沿道大気質（公定法）・交通量調査地点
①松の木通り
②東大和市道第 826 号線

■　：道路沿道大気質（簡易法）・交通量調査地点
③青梅街道（小平市ルート）
④青梅街道（東大和市ルート）
⑤桜街道（武蔵村山市ルート）

注 1）「東大和市道第 826 号線」は、工事用車両の大型車は通行しないものとする。（破線で示したルート）

N

1:25,000

0　250　500　1000m

図 5.1-2
工事用車両・廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質調査地点

5.1.2　工事の完了後

(1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-3 に示すとおりである。

表 5.1-3　調査事項（工事の完了後）

区分	調査事項
予測した事項	・施設の稼働に伴う煙突排出ガス 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、 塩化水素、水銀、微小粒子状物質[注1)] ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガス 二酸化窒素、浮遊粒子状物質
予測条件の状況	・施設の稼働状況（排ガス量、炉の運転状況等） ・廃棄物等運搬車両の状況（種類、台数、時間帯） ・一般車両の状況（種類、台数、時間帯） ・気象の状況（風向・風速） ・バックグラウンド濃度の状況
環境保全対策の実施状況	【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 ・施設の稼働時の煙突排出ガス中の汚染物質については、法規制値より厳しい自主基準値を設定し、これを順守する。また、定期的に監視を行う。 ・各設備は定期点検を実施し、適切な運転管理に努める。 【廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガス】 ・廃棄物等運搬車両の走行に際しては、規制速度を厳守する。 ・廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底する。

注 1）本事業の環境影響評価書（以下「評価書」という）において、現地調査のみを実施した微小粒子状物質についても調査事項とする。
注 2）廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガスについては、計画地内で稼働している（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響も踏まえて調査を実施する。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表 5.1-4 に示すとおりである。

表 5.1-4(1)　調査手法（工事の完了後）

<table>
<tr><td colspan="2">調査事項</td><td>施設の稼働に伴う煙突排出ガス</td><td>廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガス</td></tr>
<tr><td colspan="2">調査時点</td><td>施設の稼働が、通常の状態に達した時点とする。</td><td>施設の稼働が、通常の状態に達した時点とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査期間</td><td>予測した事項</td><td>１年間（４季・各１週間）とする。
なお、新施設の稼働後（令和７年 10 月以降）は、令和 10 年３月まで工事期間中であることから、計画地周辺４地点の調査は、令和７年 10 月から１年間とし、計画地内の調査は、令和 10 年４月から１年間とする。</td><td>代表的な１週間とする。
なお、新施設の稼働後（令和７年 10 月以降）は、令和 10 年３月まで工事中であることから、廃棄物運搬車両及び工事用車両の影響を含む期間（令和７年 12 月）に加えて、工事完了後の期間（令和 10 年４月）に実施する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">予測条件の状況</td><td colspan="2">【気象、バックグラウンド濃度の状況】
「予測した事項」と同一期間とする。</td></tr>
<tr><td>【施設の稼働状況】
「予測した事項」と同一期間とする。</td><td>【廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】
「予測した事項」の調査期間内の代表的な１日（24 時間）とする。</td></tr>
<tr><td>環境保全対策の実施状況</td><td colspan="2">施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">調査地点</td><td>予測した事項</td><td>予測により求められた最大着地濃度地点付近を含む計画地周辺４地点及び計画地内１地点とする。（図 5.1-3 参照）</td><td>予測地点と同様とし、５地点とする。
なお、公定法(NO_2, SPM) ２地点、簡易法(NO_2) ３地点とし、①地点は簡易法(NO_2)も実施する。（図 5.1-2 参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予測条件の状況</td><td colspan="2">【気象の状況】
計画地内の１地点とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【バックグラウンド濃度の状況】
資料調査：計画地周辺の一般環境大気測定局とする。</td></tr>
<tr><td>【施設の稼働状況】
計画地内とする。</td><td>【廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】
「予測した事項」と同様の５地点とする。</td></tr>
<tr><td>環境保全対策の実施状況</td><td colspan="2">計画地及びその周辺とする。</td></tr>
</table>

注 1）微小粒子状物質については、計画地のみとする。

表 5.1-4(2)　調査手法（工事の完了後）

<table>
<tr><td colspan="2">調査事項</td><td>施設の稼働に伴う煙突排出ガス</td><td>廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガス</td></tr>
<tr><td rowspan="5">調査手法</td><td>予測した事項</td><td>【二酸化硫黄、浮遊粒子状物質】
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法による。
【二酸化窒素】
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法による。
【ダイオキシン類】
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法による。
【塩化水素】
「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年環境庁大気保全局）に定める方法による。
【水銀】
有害大気汚染物質測定方法マニュアル水銀・ベンゾ[a]ピレン（平成 11 年３月環境庁）に定める方法とする。
【微小粒子状物質】
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年、環境省告示第 33 号）に定める方法とする。</td><td>【二酸化窒素】
○公定法
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法による。
○簡易法
横浜市環境研究所が提唱した PTIO 法に定める方法による。
【浮遊粒子状物質】
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法による。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予測条件の状況</td><td colspan="2">【気象の状況】
「地上気象観測指針」に定める方法による。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【バックグラウンド濃度の状況】
既存資料の整理・解析の方法による。</td></tr>
<tr><td>【施設の稼働状況】
関係資料の整理による。</td><td>【廃棄物等運搬車両、一般車両の状況】
方向別・車種別・時間別の直接計測による。</td></tr>
<tr><td>環境保全対策の実施状況</td><td colspan="2">現地調査（写真撮影）及び関係資料の整理による。</td></tr>
</table>

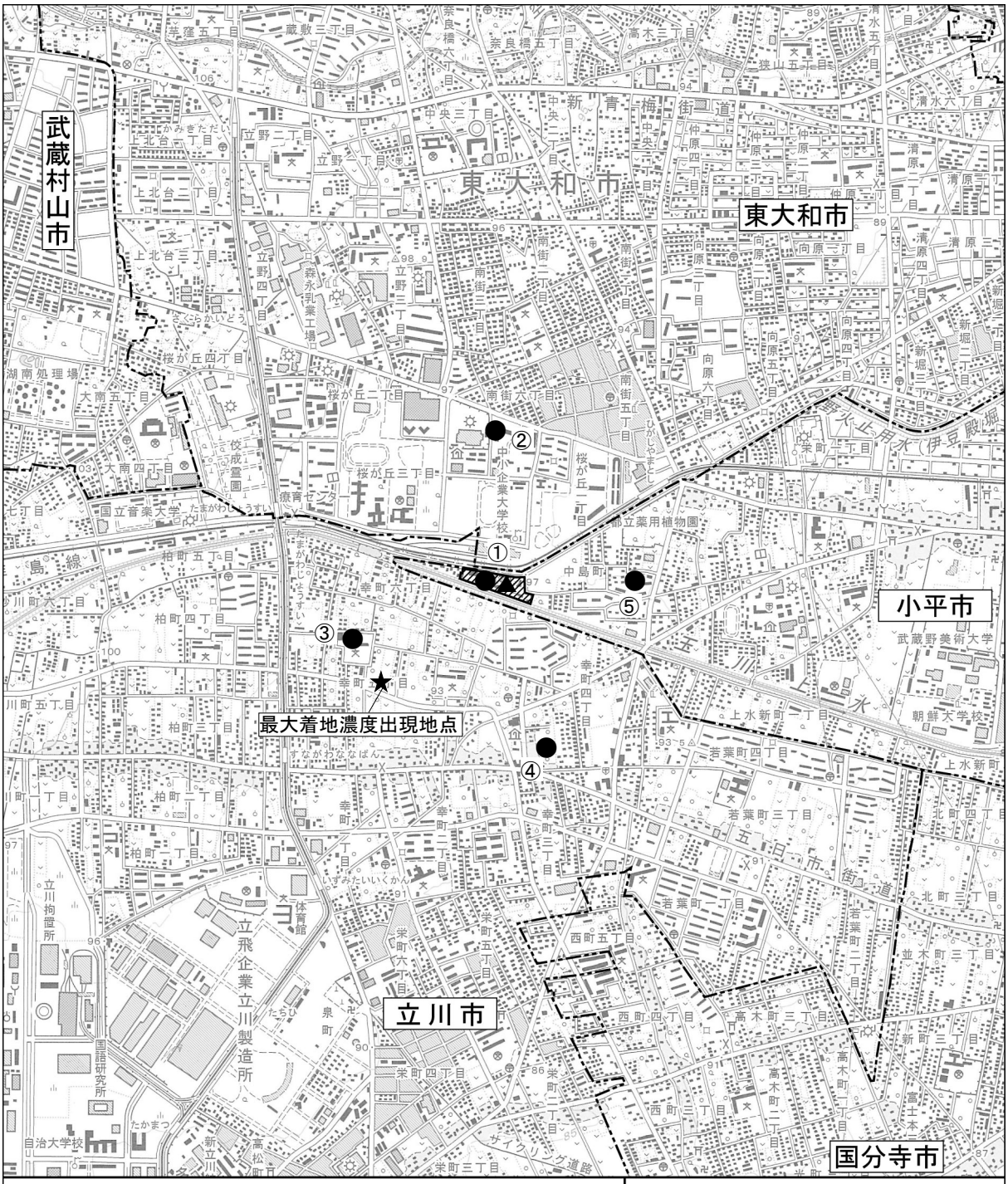

凡例

▨ ：計画地

—·—：市界

●：一般環境大気質調査地点
①計画地
②中小企業大学校
③立川市立幸小学校
④幸四南公園
⑤中島地域センター公園

▲：気象調査地点

注 1)一般環境大気質のうち微小粒子状物質は①のみ実施する。

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 5.1-3
施設の稼働に伴う大気質調査地点